

ブロッキングの法律問題について

ブロッキングとは

ブロッキングとは

□ ブロッキングとは:

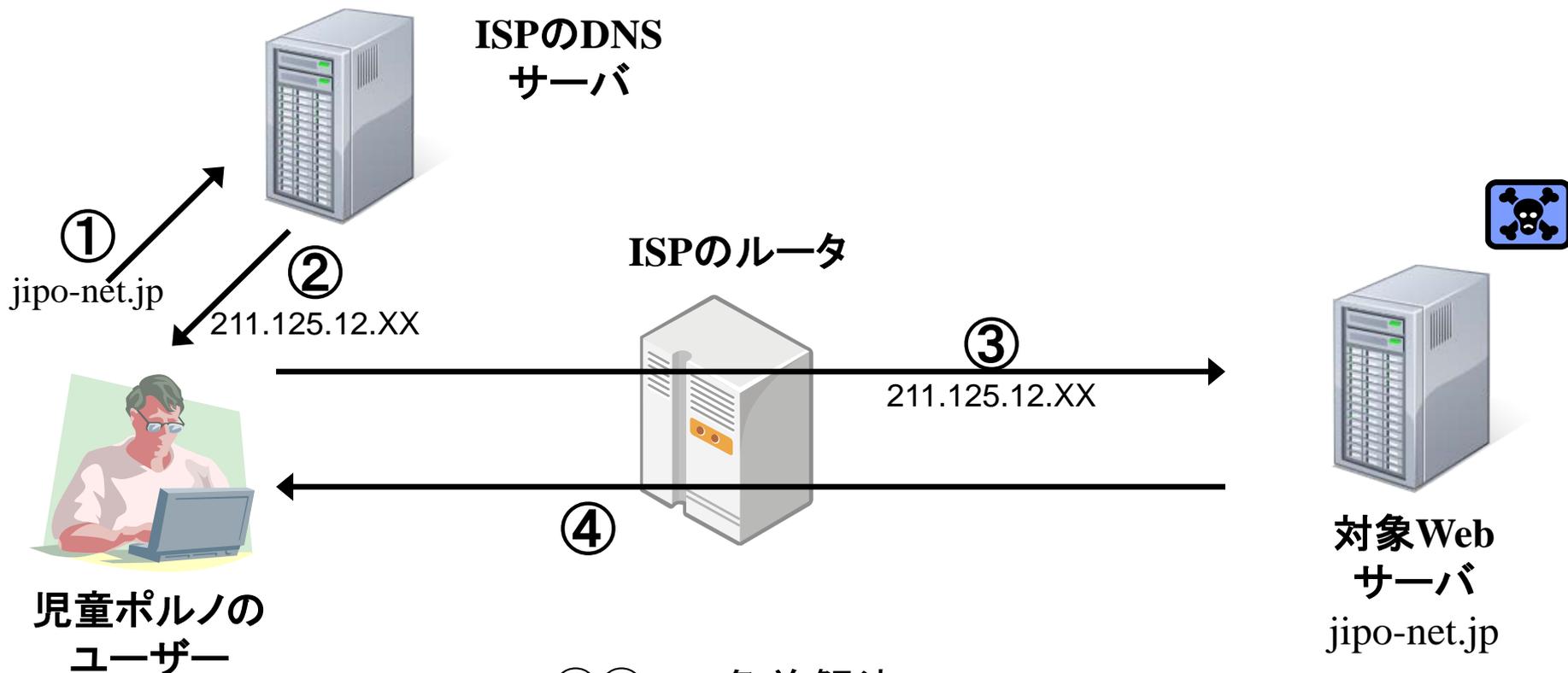
ユーザがウェブサイト等を閲覧しようとする場合に、当該ユーザにインターネットアクセスを提供するISP等が、**ユーザの同意を得ることなく、**ユーザが**アクセスしようとするウェブサイト等のホスト名、IPアドレスないしURLを検知し、そのアクセスを遮断する措置をいう。**

□ ブロッキングは「通信の秘密」を侵害する。



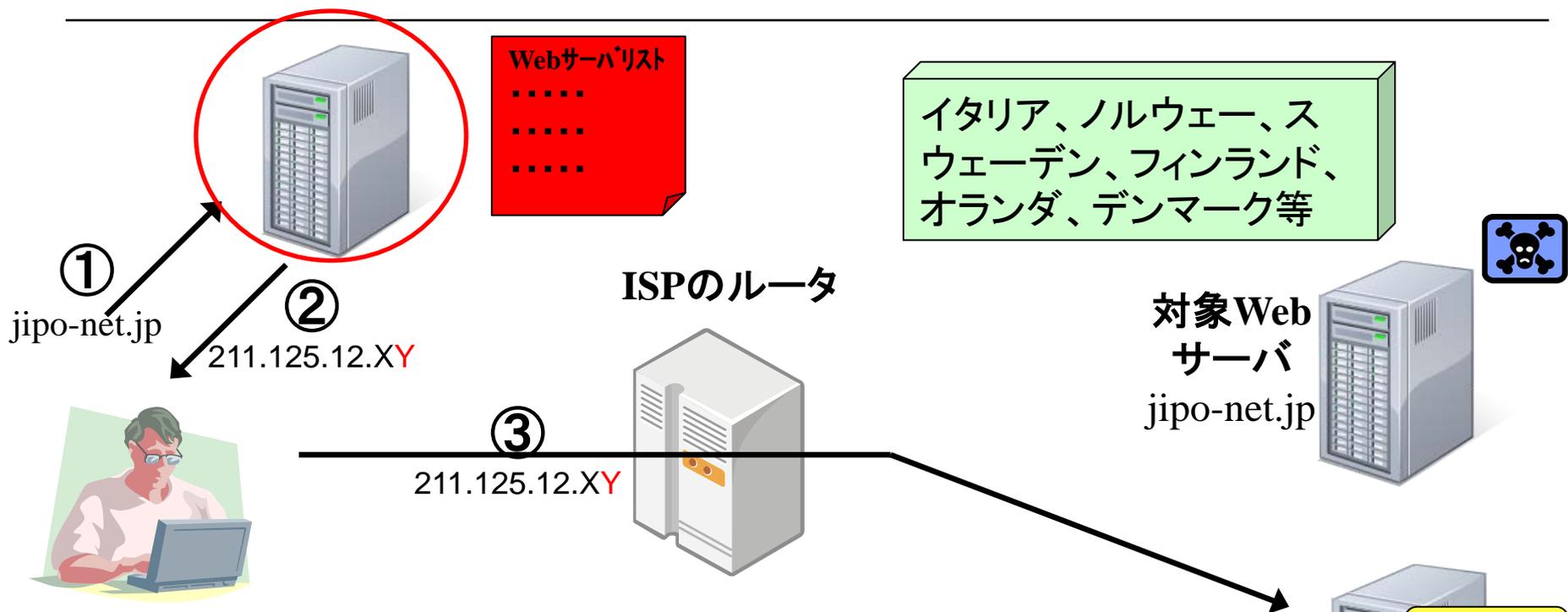
そもそも適法にできるのか？

ブロッキングのしくみ —Web閲覧の通常の流れ—



- ①②: 名前解決
- ③: 送信要求
- ④: 受信一閲覧

ブロッキングのしくみ -DNSブロッキング-

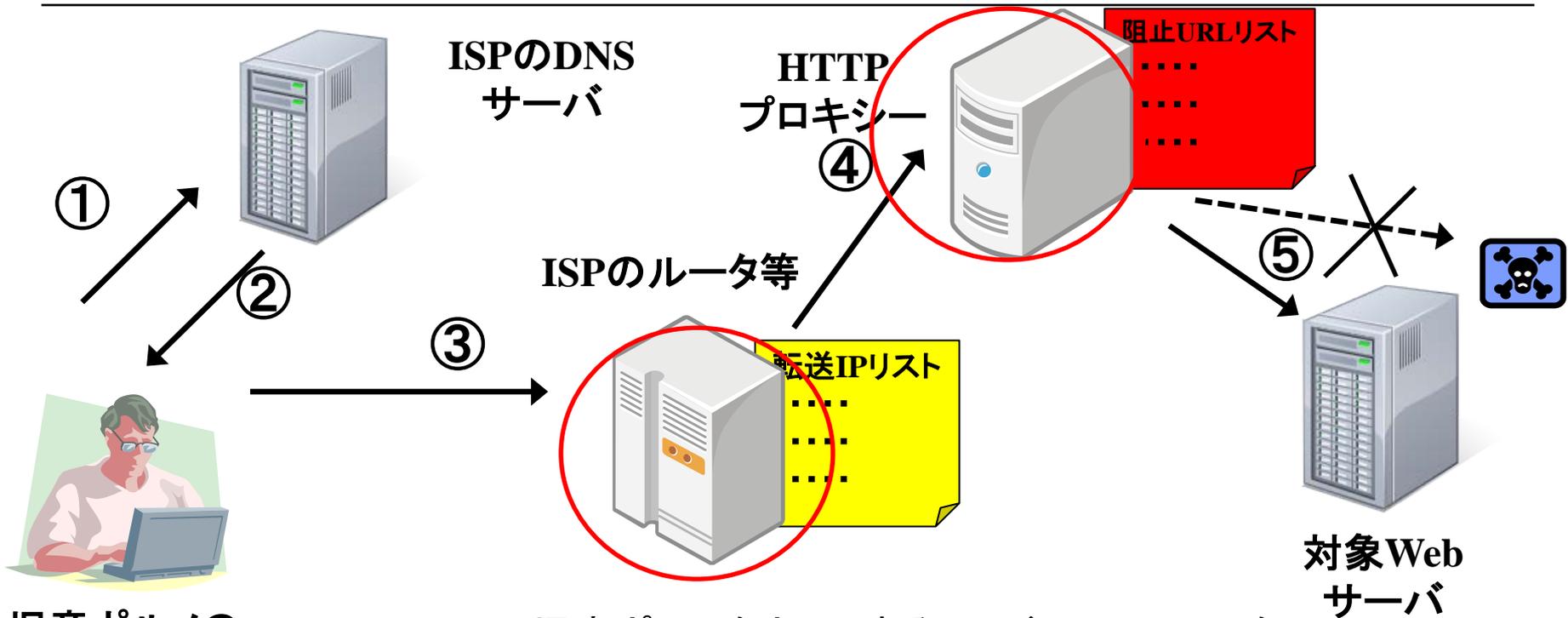


- あらかじめ、児童ポルノをホストするサーバのホスト名 (jipo-net.jp) をDNSサーバに登録する。
- 登録されたホスト名の照会 (①) に対しては、本当のIPアドレス (XX) ではなく、ダミーのIPアドレス (XY) を返す (②)。

プロバイダの
サーバ
(警告画面用)

警告!

ブロッキングのしくみ —ハイブリッド・フィルタリング—



児童ポルノの
ユーザー

イギリス、オーストラリア

- 児童ポルノをホストするIPアドレスのリストを作成し、リストにあるIPアドレスへの送信要求はHTTPプロキシに転送する。
- HTTPプロキシではあて先のURLベースでより精密に監視しリストにあるURLへのアクセスについては閲覧を阻止。

ブロッキングと通信の秘密

ブロッキングと通信の秘密①

□ 「通信の秘密」とは

通信の内容や宛先を第三者に知られたり、漏洩されたりしない権利のこと

□ 憲法でも保障

日本国憲法 第21条2項
検閲は、これをしてはならない。**通信の秘密はこれを侵してはならない。**

ブロッキングと通信の秘密②

電気通信事業法 第4条1項

電気通信事業者の**取扱中**に係る**通信の秘密**は、**侵して**はならない。

電気通信事業法 第179条

- 1 電気通信事業者の取扱中に係る通信（中略）の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

「**取扱中**」: 発信時から受信時までの間。事業者の管理支配下にある状態のもの。

「**侵して**」: ・知得(取得)、・窃用(利用)、・漏えい(開示)

ブロッキングは、

- アクセスの途中、すなわち電気通信事業者の**取扱中**にかかる**通信**について、



- ホスト名、IPアドレス、URL等の宛先を検知・遮断する行為であるから、



- 当該サイトへのアクセスを要求している通信当事者の意思に反して通信の秘密の構成要素等を「**知得**」し、かつ、「**窃用**」するものであり、



通信の秘密の侵害となる

ブロッキングと通信の秘密③

「通信の秘密」の侵害が違法でなくなる場合（一般論）

- 通信当事者の同意（個別の同意が必要）
- 違法阻却事由がある
 - 正当行為
 - 正当防衛
 - 緊急避難

ブロッキングについては期待できない

違法阻却事由

違法阻却事由とは



通常であれば違法である行為が違法にならないような特別の事情

- 正当行為(刑法第35条)
社会的に正当なものとして許容される行為
- 正当防衛(刑法第36条)
侵害者に対してやむを得ず反撃する行為
- 緊急避難(刑法第37条)
自分や他人に対する危難が差し迫っている状況で、その危難を避けるため、やむを得ずにする行為(生じた害が避けようとした害を超えない場合に限る)

通信の秘密の侵害は、通常であれば違法。だが、ここでは児童ポルノのブロッキングの目的でやるのだから..

正当行為 ①

社会的に正当なものとして許容される行為

刑法第35条

法令または正当な業務による行為は、罰しない。

□ 法令行為

e.g. 警察官による被疑者の逮捕

□ 正当業務行為

e.g. ボクシング

- ◆ ブロッキングとの関係で主として問題になるのは、正当業務行為。ブロッキングはISPの正当な業務と言えるのか？

- ◆ 電気通信事業者による通信の秘密の侵害行為が正当業務行為として許容された例

- 課金のための通信履歴の利用
- 通常の通信過程でのルータにおけるパケットのヘッダ情報の知得
- 大量通信に対する対策(OP/IP25B)など



- ◆ 許容されなかった例

- 情報漏えい対策としてWinnyのパケットを遮断

ネットワークの安定的運用に必要なものは許容されてきたが、そうでないものは合理性があっても許容されなかった。見ポのブロッキングは、ネットワークの安定的運用とは無関係。

正当行為 ②

NTT脅迫電報事件

<事案>

多重債務者である原告らが、ヤミ金融業者から脅迫電報を送りつけられたことについて、被告NTT各社には、脅迫電報を差し止めるべき義務があったのにこれを怠ったとして、不法行為に基づく慰謝料の支払いを求めた事件

<判決>

原審：請求棄却 控訴審：控訴棄却

大阪地裁平成16年7月7日判決
大阪高裁平成17年6月3日判決

地裁判決は、脅迫電報の差し止めについて、以下のように述べる。

- ① 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である。
- ② 電気通信事業者の提供する役務の内容として予定されているのは、あくまでも物理的な通信伝達の媒体ないし手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達することである。
- ③ ある電報が犯罪的な内容であるか否かを把握するためには、全電報を審査の対象としなければならないが、結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。
- ④ 通信の内容が逐一吟味されるものとする、萎縮効果をもたらす、自由な表現活動ないし情報の流通が阻害される。

正当行為 ③

- ある電報が**犯罪的な内容**であるか否かを把握するためには、
- 全電報を審査の対象としなければならず、
- 結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、
- このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。(以上③)
- 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である(①)



- ある**インターネットアクセス**が**見ポに対するもの**であるか否かを把握するためには、
- 全アクセスを審査の対象としなければならず、
- 結局、圧倒的に多数のその他のISP利用者の通信の秘密を侵害することになり、
- このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。
- 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である

「ブロッキングがISPの正当な業務といえるか？」という質問に対して、裁判所は同じことを言うのでは？

正当防衛

侵害者に対してやむを得ず反撃する行為

刑法第36条

- 1 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
- 2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- 正当防衛は、侵害者に対する反撃行為



- 通信の秘密の侵害行為は、ISPの一般のユーザーに向けられている。



- 正当防衛の状況にはない。

緊急避難 ①

刑法第37条

自己又は他人の生命、
身体、自由又は財産に
対する現在の危難を避
けるため、

現在の危難

やむを得ずにした行為
は、

補充性

これによって生じた害
が避けようとした害の
程度を超えなかった場
合に限り、罰しない。

法益権衡

狭い道を歩いていると、
向こうから車が高速で
突っ込んできた。車は道
幅いっぱい。逃げる場所
が他にないので、やむな
く民家の花だんに飛び込
んだところ、きれいな花
がたくさん折れてしまった。

Q: 器物損壊罪は
成立するか？

緊急避難 ② —現在の危難—

<危難>

児童ポルノがウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で、

- 当該児童の心身とその健全な成長への重大な影響が生ずる
- 本来性欲の対象とされるべきでない段階で自己の意思に反して性欲の対象にされた性的虐待画像が公開されることにより特に保護を要する人格的利益に対する侵害が生じる

<現在性>

- 誰でもアクセスし得る状態が継続している限り、危難が常時存在するものと解される。

緊急避難 ③ ー補充性ー

<「やむを得ずにした行為」>

- その避難行為の他に、採るべきより侵害性の少ない手段が存在しないこと



- 「より侵害性の少ない手段」として問題になるのは、
 - 児童ポルノ情報の削除
 - 発信者の検挙

先ほどの車の例で、花壇以外にも逃げ場(駐車場)があればどうか？

これらは、ブロッキングに比べて侵害性が低い手段。これらに容易性・実効性が認められない場合に、補充性が認められる(イギリス、ノルウェーではブロッキングの対象をこれらが困難な国外サイトに限定している)。

<ブロッキングの手法との関係>

- オーバーブロッキングの可能性をできる限り排除する方法を採っていなければ補充性が認められないのでは。

オーバーブロッキング＝
不必要に侵害性の高い手段

緊急避難 ④ 一法益権衡一

- 通信の秘密は、重要な憲法上の権利

生じた害 ≤ 避けようとした害

- 一般に、児童ポルノの被写体となった**児童が受ける侵害は重大かつ深刻**であり、児童ポルノがウェブ上において広く多数人の目にさらされている状態は、生命又は身体に対する重大な危険に比肩するものといえる。

- 法益権衡が認められる余地はあるが、3号児ポやある程度の年齢の児童については微妙。✕

- 明確な線引きは困難だが、**画像の内容が著しく児童の権利等を侵害するものであるか否か**というのが一つの基準ではないか。

✕

「よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法」(ぎょうせい)より・
Q1: 18歳未満のアイドルの水着姿の写真は児童ポルノ?
Q2: 裸の乳幼児のオムツのコマーシャルは児童ポルノ?
A1、A2: 具体的な写真等を見ない限り結論が出せません。

ブロッキングと通信の秘密ーまとめー①

- 流通防止協議会の報告書
 - ⇒ 正当行為・緊急避難の両方について可能性がある。

- 安心協の報告書
 - ⇒ 緊急避難のみ可能性がある。

- 総務省
 - ⇒ H22の5月「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の第6回会合で、座長取りまとめとして、一定の要件を満たすものであれば可能とする

安心協 「法的問題検討サブワーキング報告書」(平成22年6月)

<http://good-net.jp/modules/news/uploadFile/2010063041.pdf>

流通防止協議会 「ブロッキングに関する報告書」(平成22年3月)

<http://www.iajapan.org/press/pdf/siryoushi-20100325.pdf>

ブロッキングと通信の秘密—まとめ—②

□ 緊急避難の要件(安心協)

- 現在の危難
- 補充性 = より侵害性の少ない手段が存在しないこと
 - ⇒ 削除や検挙が行われていること(それでも残っている)
 - ⇒ オーバーブロッキングをできるだけ回避する必要あり
- 法益権衡 = 通信の秘密との「権衡」
 - ⇒ 児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに限る？

□ 総務省 ICT諸問題研の要件

- ① 児童の権利等を侵害する児童ポルノ画像がアップロードされた状況において、
- ② 削除や検挙など他の方法では児童の権利等を十分保護することができず、
- ③ その手法及び運用が正当な表現行為を不当に侵害するものでなく、
- ④ 当該児童ポルノ画像の児童の権利等への侵害が著しい場合であること

運用上、要件を満たすように工夫しなければ適法にはならない！

DNSブロッキングの特徴

ブロッキングの運用状況

リスト作成管理団体一般法人インターネット・コンテンツ・セーフティ協会
(ICSA)の**2011年11月8日のプレスリリース**

児童ポルノ画像へのアクセスを強制的に遮断する**ブロッキング**など、インターネット上の児童ポルノの流通防止を目的とした取り組み※を、**4月21日より当協会に参加のプロバイダ**や検索サービス事業者、フィルタリングサービス事業者が**実施**しておりますが、このたび別紙のとおり**新たに4社のプロバイダ**が当協会の会員として参加しました。各プロバイダにおいては、準備が整い次第、児童ポルノ画像が掲載されたサイトのブロッキングを開始する予定で、適宜、当協会のホームページで公表させていただく予定です。なお、今回の参加により、**当協会に参加しているプロバイダは59社**※※となっております。当協会として、引き続き適切なアドレスリストの提供を進めるとともに、取り組みに関する周知活動に努めながら、社会的な使命を果たして行きたいと存じます。

※ ブロッキング、検索結果非表示、フィルタリング

※※ 59社のうち1社以外はすべてDNSブロッキング

DNSブロッキングの特徴

- DNSブロッキングにおいては、ドメイン単位のブロッキングが行われるため、オーバーブロッキングの危険性が高い。
- 簡単に「すりぬけ」られる。
- 通信の秘密に対する侵害性は、パケットフィルタリングなどの「きめ細かな手法」より低いのではないか
 - ☞ そもそも監視対象はアクセスしようとするウェブサーバとの通信以前の部分

DNSブロッキングのリスト化判定基準

- 緊急避難の補充性の要件(もっと権利を侵害しない方法があるはず・・・)と国民の表現の自由の観点からは、できる限りオーバーブロッキングを防ぐ方法でリストに掲載するものを選別する必要がある。



- 安心協報告書の採用した基準(①ないし④のすべて)

①サイト開設の目的

いわゆる「ロリ」コンテンツとしての流通目的。医療情報、育児記録等を除く。

②児ポ画像の数量

当該ドメインに一定の量の児ポ画像があること

③発信者の同一性

ドメインに複数のサイトがある場合には、サイト管理者が同一であること

④他の実効的な代替手段の不存在

削除要請を経ていないものはダメ

ひどいもの(①号×低年齢)は1枚でもアウト

安心協ISP技術者サブワーキングGの活動

- 2010年度は、主に多くのISPが採用するオープンソースを利用した場合のブロッキング解説を「DNSブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」にとりまとめた。 <http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110427091336.pdf>
設定画面なども豊富に入っており、小規模なISPでも設定可能。

- 本年度は、
 - ① オープンソースを利用した場合以外の市販DNSソフトウェアを利用したISPも相当数存在することが判明し、それらのソフトウェアを利用した場合のブロッキング解説に関する追記を行う。
 - ② オープンソースを利用した場合についても、その後のバージョンアップ等による変更点があるときには、それに関する追記・修正を加える。
 - ③ ブロッキングの実運用が開始された中で顕在化した方式・運用上の課題があれば、それに関する議論をとりまとめた上、解説書への反映を行う。

今後の課題

ブロッキングに関するその他の法律問題

- 通信の秘密の侵害やオーバーブロッキングについてのISPやリスト作成団体の民事責任を再検討

- 国民理解の醸成
 - ブロッキングの必要性和危険性をバランスよく伝えられるのか。

- 政府によるブロッキングと検閲の禁止(憲法第21条2項)
 - 検閲の概念には争いがあるが、これを広くとらえる有力な見解は↓
「行政権が表現内容を審査し、不相当と認めるときはその表現行為を禁止すること」(「注釈日本国憲法上巻」青林書院新社503頁)

- 「きめ細かな手法」(パケットフィルタリング)と通信の秘密

ご清聴ありがとうございました

安心協の取り組みを説明する分かりやすいウェブサイトを作りました。
是非ご覧ください。

<http://blocking.good-net.jp/>